

飯山市城北中学校区新統合小学校整備

基本設計業務委託

特記仕様書

令和3年 5 月

飯山市

目次

第1章 総則	1
第1条 業務の名称	1
第2条 目的	1
第3条 適用	1
第4条 事業予定場所	1
第5条 履行期間	1
第6条 業務範囲	1
第7条 管理技術者の配置	1
第8条 成果物の提出	2
第9条 再委託の制限	2
第10条 資料の貸付	2
第11条 成果物の所有権	2
第2章 検討仕様	2
第12条 既施設設概要	2
第13条 事業内容	3
第14条 検討条件	3
第15条 関係法令及び準拠規格、基準等	3
第16条 検討内容	4

第1章 総則

第1条 業務の名称

本業務の名称は、「飯山市城北中学校区新統合小学校整備事業 基本設計業務委託」とする。

第2条 目的

飯山市教育委員会が設置している城北中学校区4校統合による新たな小学校整備に向けて、「飯山の新たな学校づくり計画」に基づいた「城北中学校区新統合小学校建設基本計画」策定にあたり、校舎等の配置、教室等の配置を含め、限られた面積や財源のなかで最適な整備内容を決定的こと。

また、城北中学校、新たな児童クラブ・センター、老人ホームなど関連施設、周辺施設との調整を図りながら整備する内容の検討を図ること。

第3条 適用

本特記仕様書は、飯山市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で締結する飯山市城北中学校区新統合小学校整備事業 基本設計業務委託（以下「基本設計業務」という。）に適用する。

第4条 事業予定場所

飯山市城北中学校区新統合小学校建設予定地：飯山市立城北中学校南側グラウンド

第5条 履行期間

契約締結の日から令和3年12月28日までとする。

第6条 業務範囲

本契約の業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 城北中学校区新統合小学校建設基本方針の検討・策定
- (2) 現況調査（地質調査を除く）
- (3) 基本設計図作成
- (4) 建設工事概算事業費、財源として活用する補助金、及び想定維持管理費の算出
- (5) 建設検討委員会（仮称）等でのアドバイス及び資料作成
- (6) 地区説明会用資料作成
- (7) 実施設計業務発注仕様書作成
- (8) その他甲が指示する事項

第7条 管理技術者の配置

本業務の管理技術者は、次の全ての要件を満たす者とし、契約締結後速やかに甲へ確認できる書類を提出するものとする。

- (1) 管理技術者は一級建築士の資格を持ち、学校教育法第1条で規定されている小学校等の校舎で、延床面積 2,000 m²以上の新築、改築、増築工事の基本設計及び実施設計実績のある者を配置できること。
- (2) 管理技術者は自社の社員であり、公告日時点で雇用関係が3ヶ月以上あること。

第8条 成果物の提出

- (1) 現況調査報告書 2部
- (2) 基本設計図(平面図・施設計画平面図・植栽計画平面図・完成イメージ図) 2部
- (3) 整備工事概算事業費積算書と補助金等財源計算書 2部
- (4) 実施設計発注資料(特記仕様書、設計図面等) 2部
- (5) 打合せ議事録 2部
- (6) 電子データ 上記(1)～(5) 一式

第9条 再委託の制限

乙は、本業務の全部又は一部の処置を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 資料の貸出

甲は、業務遂行に必要な関係資料を乙に貸し出すものとする。その際、乙は借用書の提出を遅滞なく行うこと。なお、乙は甲からの返還依頼があった場合、又は業務を完了した場合には遅滞なくこれを甲に返還すること。

第11条 成果物の所有権

本業務の実施にあたり、乙が当該契約に基づいて作成した成果物は、甲に帰属するものとする。

また、本業務の遂行にあたり第三者の著作権等に抵触するものについては、乙の責任において適正に処理すること。

第2章 検討仕様

第12条 既施設概要

建設予定地における現状の概要は、次のとおりです。

- (1) 建設予定地(別紙航空写真のとおり)
 - ア 住 所 長野県飯山市大字照里字長峰2057番地他
 - イ 面 積 約20,000 m²(法面除く)
 - ウ 所 有 者 長野県飯山市
 - エ 現況地目 学校用地
 - オ 利用状況 飯山市立城北中学校グラウンド

- (2) 既設建物
 - ア 建築物 城北中学校第2体育館(旧三中体育館)
 - イ 利用状況 城北中学校生徒クラブ利用
 - ウ 今後の方針 取壊し予定(新統合小学校整備に併せて)

第13条 事業内容

- (1) 現況調査(地質調査は別途発注)
- (2) 基本設計業務
 - 別紙「城北中学校区新統合小学校建設基本設計特記仕様書資料(案)」に基づき設計図面等 作成
 - (基本設計平面図・施設計画平面図・植栽計画平面図・完成イメージ図他)
- (3) 基本設計図に基づく概算経費及び財源内訳の算出
- (4) 想定される年間維持管理費の算出
- (5) 各種会議でのアドバイス及び資料作成
- (6) 実施設計発注業務資料作成

第14条 検討条件

本業務の検討にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 整備の目的、特別豪雪地帯の風土、現況を十分に把握し、小学校建設の推進が確実に行えるものとする。
- (2) 「城北中学校区新統合小学校建設基本計画」策定が予定期限内に終わるように調整すること。
- (3) 小学校建設工事及び維持管理に係る費用の縮減を図ること。

第15条 関係法令及び準拠規格・基準等

乙は、本業務の実施にあたっては、本特記仕様書の定めるものの他、次の法令及び計画等に従って実施すること。

- (1) 学校教育法及び関係法令
- (2) 小学校施設整備指針(文部科学省発出)
- (3) 建築基準法及び消防法他、各種法令及び長野県条例等、各種条例の規定を満足させる計画とする。
- (4) 公共建築工事標準仕様書
- (5) 飯山市地域防災計画
- (6) 飯山市国土強靱化地域計画
- (7) 道路法及び道路交通法
- (8) 飯山市景観計画
- (9) その他関係法令・規則等

第16条 基本設計業務での検討内容

(1) 城北中学校区新統合小学校建設基本計画の検討

ア 情報収集と現状把握

城北中学校区新統合小学校建設予定地の地形や環境・面積・景観等の把握や周辺施設の状況の把握、「飯山の新たな学校づくり計画」などの資料や情報を収集し、飯山市の地域特性及び運用状況を十分把握し整理する。

イ 城北中学校区新統合小学校建設における課題整理

城北中学校区新統合小学校建設基本計画策定にあたり一般的な課題を整理するのではなく、飯山市の学校や地域の現状を踏まえた課題を整理すること。また、基本的な学習環境のみならず、安全性・経済性・自然環境・外部要因など幅広い側面から課題を整理すること。

ウ 公立小学校整備に係る国・県等の動向調査及び技術動向調査

今後、飯山市が新統合小学校を整備する上で踏まえるべき国・県等の支援内容、関連法制度及び関連技術動向を調査すること。具体的な支援内容、法制度、調査項目等は、乙の提案に基づき双方協議の上、飯山市教育委員会が決定する。

また、飯山市が新統合小学校を整備する上で、参考となりうる地方公共団体の先進事例を調査すること。

エ 城北中学校区新統合小学校建設における論点整理

基本検討 ア～ウまでの結果を総合的に分析し、城北中学校区新統合小学校建設基本計画を策定するにあたり、以下を比較検討し整理すること。

・メリット、デメリット

現実性、安全性、合理性、施工性、学校運営等の観点から

・整備費、維持管理費

整備費、維持管理費を試算するとともに、費用の縮減と管理しやすい方策を提案すること。また、活用しうる補助金・助成金等を考慮すること。

オ 城北中学校区新統合小学校建設基本計画策定支援

ア～エまでの内容を整理し、城北中学校区新統合小学校建設基本計画策定を支援する。

(2) 特別豪雪地帯の学校にふさわしい積雪及び凍結対策

(3) 実施設計業務発注資料の作成及び整備工事概算事業費の算出

決定された城北中学校区新統合小学校建設基本計画を踏まえ、実施設計業務発注資料を作成するとともに、整備工事概算事業費を算出すること。

(4) 打合せ協議

本業務の打合せについては、甲の指示及び乙が求める場合など双方綿密に実施する。その際、管理技術者は必ず出席するものとする。

以上